

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1149号

「本山町生活応援地域振興券」の

受け取りについて

令和6年2月1日を基準日とし、本山町の住民基本台帳に登録をされている方に、「本山町生活応援地域振興券」の送付を行いました。

不在票で指定されている保管期限が過ぎたものにつきましては、令和7年4月8日（火）より本山町役場にて保管を行います。

地域振興券の受け取りをされていない方は、4月8日（火）以降にまちづくり推進課へお問い合わせのうえ、不在票と受取者本人が分かる書類をご持参ください。

【概要】

額 面：1人につき1冊5,000円分の配布

（5000円×10枚綴）

使用期間：令和7年4月1日（火）

～令和7年6月30日（月）

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76—3916

令和7年度

「本山町起業・創業等支援事業」の

募集について

町内で創業・第一創業・事業承継をしようとする事業者等を支援するため、「起業・創業等支援事業」を設置し、対象者にその経費の一部を補助します。

【補助対象者】

次の条件をすべて満たしていること

- ① 本山町民または、事業開始時に本山町内へ転入する予定の町外移住者
- ② 町税等を完納しているもの
- ③ 商工会または、金融機関から適切な事業計画を有しているものとして推薦等を受けた事業であること

※補助対象者は事業内容について、面接及びプレゼンテーションを行い、審査会により補助の適否を決定します。

【補助金額】

補助対象経費の1／2以内

※補助対象者あたり100万円を上限とする。

【申込み締切】 令和7年5月16日（金）

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76—3916

「緑の募金」にご協力をお願いします

令和6年度の「緑の募金」活動では300,355円の募金を集めることができました。そのうち、家庭募金では293,500円が集まりました。町民の皆様のご協力、誠にありがとうございました。

また、本山町支部では令和6年度に左記の活動を実施し、緑化に関する普及啓発活動、森林学習を行うことができました。

◆ 本山町新生児保護者及び妊婦対象

嶺北の木からうまれたファーストスプーン事業

◆ 本山保育所5歳児対象

嶺北の間伐材でクリスマスリースを作ろう

◆ 本山町内全小学生対象

第27回緑に関する絵画コンクール展示・表彰

◆ 嶺北中学校1年生対象

緑のマーク制作、ネイチャーゲーム

◆ 嶺北中学校2年生対象

環境ポスター制作、森林学習、竹の箸・コップ作製

◆ 嶺北高校生2年生対象

嶺北の間伐材で楽器を作ろう カホンの作製

◆ 大石地区・下関地区・北山東地区

苗木植樹の支援

今年も「山や森の大切さ、みどりの街づくり」を目指し、5月中旬までに家庭募金活動に取り組みます。各地区の区長・班長にご協力いただき、募金を集めますので、町民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。寄付をお寄せ頂ける場合は一戸あたり300円を目安にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課内

（公益社団法人）高知県森と緑の会本山町支部

電話 76—3916

「本山町営農継続総合対策事業費

農業用機械導入支援」の募集について

農業の生産コスト低減や省力化、生産性向上等を図るための技術導入、ICT等の先端技術を活用した機械整備・システム導入経費等の経費の一部を補助します。

【補助対象者】

本山町内に住所を有する中心経営体

①認定農業者

②認定新規就農者

③集落営農団体

④その他中心経営体と認める団体

※補助対象者は事業内容について、審査会による補助の適否を決定します。

【補助金額】

補助対象経費の1／2以内

※補助対象者あたり50万円を上限とする。

【申込み締切】令和7年6月27日（金）

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76—3916



令和7年度事業

「本山町特殊詐欺対策普及事業」

について

増加・多様化する特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的として、予算の範囲内において特殊詐欺対策の経費の一部を補助します。

【支援対象期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日

【補助対象者・世帯】

町内に住所を有し、申請時に申請者及び同居者を含め、65歳以上のみの者で構成された世帯

【補助対象】

町内の事業所等で購入する左記の器具

①自動着信・前着信機能及び自動録音機能の両方を備えた固定電話機

②録画機能を備えたドアホン

【補助対象経費】

器具購入費、取付け費

【補助金額】

補助対象経費の9／10以内

※各種25,000円を上限とする。

※町の交付決定を受けてから購入してください。

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課に申請書を備え付けてあります。

まちづくり推進課 電話 76—3916

消費生活相談窓口の開設について

本山町では、悪質商法などの被害から住民の安心安全を確保するための取り組みとして、消費生活相談員による相談窓口を毎月第4木曜日（12月は第3木曜日）に開設します。お気軽にご相談ください。

【開設日時】左記日程の午前9時～正午

令和7年	4月24日（木）
	5月22日（木）
	6月26日（木）
	7月24日（木）
	8月28日（木）
	9月25日（木）
	10月23日（木）
	11月27日（木）
令和8年	12月18日（木）
	1月22日（木）
	2月26日（木）
	3月26日（木）

【開設場所】役場2階 相談室

【相談内容】

詐欺被害・悪質商法による被害・多重債務など

※なお、日程・会場が変更になる場合は事前にお知らせします。

※予約は不要ですが、先着順に相談を受け付けるため、お待ち頂く場合があります。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76—3916

友好交流町との

交流事業補助金について

本山町では友好交流町である北海道浦臼町との親善交流を深めるため、交流事業を実施する団体に対して予算の範囲内で補助を行っています。
交流事業の実施を希望される団体は、必要な書類を作成の上、募集期間内に提出をお願いします。

【助成対象】

本山町内の団体が5名以上の参加者で浦臼町を訪問もしくは受入をして交流事業を行う団体

【補助対象経費】

（訪問事業）

交通費、宿泊費（飲食に係る経費を除く）

（受入事業）

資料代、送迎旅費、施設使用料、施設入場料等

※受入事業に係る経費のうち町内の団体が負担する経費とする。

【補助率】 1／2

【助成金の限度額】

（訪問事業）

1団体あたり500千円（1名あたり50千円）

（受入事業）

1団体あたり250千円

※詳細は本山町ホームページをご覧ください。政策企画課までお問い合わせください。

【募集期間】

令和7年4月2日（水）～令和7年5月30日（金）

【申込み・問い合わせ先】

政策企画課 電話 76—3915

※申請書類の様式及びデータは町ホームページ及び政策企画課にあります。

本山町「ミニミニバス」

「やへいバス」の制度について

～新たな減免制度も始まります～

◆回数券

販売額1,000円で100円×11枚綴りのお得な回数券です。

◆定期券

1か月1,000円で乗り放題となる定期券です。

※回数券・定期券の購入については政策企画課でお手続きください。

◆減免

①半額免除

・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者

・療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介護者

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者

②1年間の全額免除（令和7年度新設）

運転免許返納者（令和7年4月1日以降に道路交通法第104条の4第1項の規定に基づき有効期間内の全ての運転免許を自主返納した65歳以上の者）

※減免の申請については健康福祉課でお手続きください。

【問い合わせ先】

政策企画課 電話 76—3915

健康福祉課 電話 70—1060

※申請書類の様式及びデータは町ホームページ及び政策企画課にあります。

本山町政策企画課公式LINEが

開設しました

本山町政策企画課では、町のイベントや取り組み情報を広く発信するため、本山町政策企画課公式LINEを開設しました。みなさまのご登録をよろしくお願いいたします。

【サービス内容】

町のイベント等の情報発信や、アプリ内から本山町ホームページへの各種案内、Aーによるチャットボット機能によって、各種問い合わせへの自動応答が活用できます。今後、さらなる内容の拡充化を行っていきます。

【アカウント】

本山町政策企画課（@239axrw3）
左記QRコードから登録ができます。



【問い合わせ先】

政策企画課 電話 76—3915

本山町出身者ネットワーク構築

事業について

町公式LINEにて各種情報を町出身者の若者へ発信することにより、これまで途切れてしまっていた若者のネットワークの維持を行い、将来的なUターンや定住に繋げることを目的としています。若者の町公式LINEへの登録を促すため、予算の範囲内において地場産品を活用したふるさと小包を新規登録者に支給し、登録の後押しを図ります。

【支給要件】

ふるさと小包の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、申請日時点で満18歳以上34歳以下の本山町出身者もしくは在住者であり、町公式LINEを登録済みの者とする。

【支給内容】

ふるさと小包は5,000円程度の町内地場産品等の詰め合わせとし、支給は対象者1人につき1回とする。

【申込方法】

町公式LINEへ登録し、チャット内にてふるさと小包の支給を希望する旨のメッセージを送付してください。その後、郵送等で対象者へふるさと小包を送付致します。

【問い合わせ先】

政策企画課 電話76—3915

※詳しくは町ホームページを確認ください。

本山町同窓会応援事業費

補助金について

本山町は、町内で開催する同世代の若者の同窓会への参加費用を補助することによって、若者の交流を推進し、出会い・ふるさとへの関心・Uターン等の交流の機会や、町の施策の発信者を創出するため、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

【補助対象】

- ① 町内の飲食店で開催されるもの。
 - ② 出席者が町内の小学校、中学校の卒業年度の同級生であること。ただし、小規模校で複式等の学級であった場合はこの限りでない。もしくは町内の部活動出身者単位、コミュニティ出身者単位であること。
 - ③ 出席者のうち、補助対象になる人数が男女混合で10人以上、もしくは卒業年度同窓生の5割以上が出席する場合。
 - ④ 開催の目的を主とする出席者の年齢が、開催日の属する年度の4月2日から翌4月1日までの間に達する満18歳から34歳までで構成されていること。恩師・来賓等の参加は認めるが、出席者数に含めずとはできない。
 - ⑤ 出席者の3割以上が独身者または県外に住所を有する者が出席する同窓会であること。
 - ⑥ 出席者の全員が当該要綱の趣旨を理解し、町が実施するアンケート及び町の施策に関する情報発信に協力する場合。
 - ⑦ 出席者の全員が町が運営する公式LINEの登録に協力する場合。
- ※なお、同一年度内にこの補助金の交付を受けて開催された同窓会に参加した者は、出席者数に含まないものとする。

【補助対象経費】

出席者一人当たり3,000円

【申込み・問い合わせ先】

政策企画課 電話 76—3915

※申請書類の様式及びデータは町ホームページ及び政策企画課にあります。

特設人権相談所開設のお知らせ

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。女性・子どもに関する人権問題、高齢者や障がい者に対する差別や虐待、その他の暮らしの悩みごと等、人権に関する相談をお受けします。

困った時は一人で悩まず人権擁護委員にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

【日時】

4月14日（月）午前10時～正午、午後1時～3時

【開設場所】 役場1階 もとやまホール

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班 電話 76—2115

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で開設される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 4月7日（月）午前10時～正午

【場所】 役場1階 もとやまホール

【行政相談員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76—2223